

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄） . . . . . 1
- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄） . . . . . 1
- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄） . . . . . 2
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄） . . . . . 2
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百六十八号）（抄） . . . . . 9

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（委任規定）

第二十三条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（地域手当等）

第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管

理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（特地勤務手当等）

第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるもの（以下「特地官署」という。）に勤務する職員には、特  
地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

3 （略）

第十四条 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転し  
た場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特地官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署（以下「準特地官署」とい  
う。）に該当するときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は官署の移  
転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分  
六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとな  
つたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとな  
つた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したも  
のその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるとこ  
ろにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 （略）

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（師団）

第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて  
編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び  
戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一 即応機動連隊一、普通科連隊二、戦車連隊一、特科連隊一及び高射特科大隊一

- 二 即応機動連隊一、普通科連隊二及び高射特科大隊一
- 三 普通科連隊三、特科連隊一、戦車大隊一及び高射特科大隊一
- 四 (略)
- 五 普通科連隊三、特科隊一、偵察戦闘大隊一及び高射特科大隊一
- 六 普通科連隊三、戦車大隊一及び高射特科大隊一
- 七 普通科連隊三、偵察戦闘大隊一及び高射特科大隊一
- 八 普通科連隊一、戦車連隊三、特科連隊一及び高射特科連隊一

(旅団)

第十二条の二 旅団は、旅団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後方支援隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは旅団司令部、即応機動連隊及び普通科連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

- 一 即応機動連隊一、普通科連隊二及び特科隊一
- 二 即応機動連隊一及び普通科連隊一
- 三 (略)
- 四 普通科連隊三及び特科隊一
- 五 普通科連隊一及び高射特科連隊一

(駐屯地)

第五十条 陸上自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（地方協力本部のみが所在する施設を除く。以下本項中同じ。）を駐屯地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、最寄りの駐屯地の一部となるものとする。

2 駐屯地（三月以内の期間を限つて所在するものを除く。）の名称及び位置は、別表第七のとおりとする。

別表第七（第五十条関係）

名称	位置
名寄駐屯地	名寄市
留萌駐屯地	留萌市
遠軽駐屯地	北海道紋別郡遠軽町
旭川駐屯地	旭川市
滝川駐屯地	滝川市

岩手駐屯地	滝沢市
八戸駐屯地	八戸市
弘前駐屯地	弘前市
青森駐屯地	青森市
函館駐屯地	函館市
静内駐屯地	北海道日高郡新ひだか町
俱知安駐屯地	北海道虻田郡俱知安町
幌別駐屯地	登別市
白老駐屯地	北海道白老郡白老町
安平駐屯地	北海道勇払郡安平町
島松駐屯地	恵庭市
南恵庭駐屯地	恵庭市
北恵庭駐屯地	恵庭市
鹿追駐屯地	北海道河東郡鹿追町
帯広駐屯地	帯広市
東千歳駐屯地	千歳市
北千歳駐屯地	千歳市
真駒内駐屯地	札幌市
丘珠駐屯地	札幌市
札幌駐屯地	札幌市
岩見沢駐屯地	岩見沢市
釧路駐屯地	北海道釧路郡釧路町
美唄駐屯地	美唄市
別海駐屯地	北海道野付郡別海町
美幌駐屯地	北海道網走郡美幌町
上富良野駐屯地	北海道空知郡上富良野町

市ヶ谷駐屯地	東京都市新宿区
十条駐屯地	東京都市北区
練馬駐屯地	東京都市練馬区
木更津駐屯地	木更津市
下志津駐屯地	千葉市
習志野駐屯地	船橋市
松戸駐屯地	松戸市
朝霞駐屯地	東京都市練馬区
大宮駐屯地	さいたま市
新町駐屯地	高崎市
相馬原駐屯地	群馬県北群馬郡榛東村
宇都宮駐屯地	宇都宮市
北宇都宮駐屯地	宇都宮市
古河駐屯地	古河市
霞ヶ浦駐屯地	土浦市
土浦駐屯地	茨城県稲敷郡阿見町
勝田駐屯地	ひたちなか市
郡山駐屯地	郡山市
福島駐屯地	福島市
神町駐屯地	東根市
秋田駐屯地	秋田市
船岡駐屯地	宮城県柴田郡柴田町
仙台駐屯地	仙台市
大和駐屯地	宮城県黒川郡大和町
多賀城駐屯地	多賀城市
霞目駐屯地	仙台市

明野駐屯地	伊勢市
久居駐屯地	津市
豊川駐屯地	豊川市
守山駐屯地	名古屋市
春日井駐屯地	春日井市
板妻駐屯地	御殿場市
駒門駐屯地	御殿場市
滝ヶ原駐屯地	御殿場市
富士駐屯地	静岡県駿東郡小山町
松本駐屯地	松本市
北富士駐屯地	山梨県南都留郡忍野村
鯖江駐屯地	鯖江市
金沢駐屯地	金沢市
富山駐屯地	砺波市
高田駐屯地	上越市
新発田駐屯地	新発田市
武山駐屯地	横須賀市
久里浜駐屯地	横須賀市
横浜駐屯地	横浜市
座間駐屯地	相模原市
立川駐屯地	立川市
東立川駐屯地	立川市
小平駐屯地	小平市
用賀駐屯地	東京都世田谷区
目黒駐屯地	東京都目黒区
三宿駐屯地	東京都世田谷区

春日駐屯地	春日市
福岡駐屯地	春日市
高知駐屯地	香南市
松山駐屯地	松山市
善通寺駐屯地	善通寺市
徳島駐屯地	阿南市
山口駐屯地	山口市
海田市駐屯地	広島県安芸郡海田町
三軒屋駐屯地	岡山市
日本原駐屯地	岡山県勝田郡奈義町
出雲駐屯地	出雲市
米子駐屯地	米子市
和歌山駐屯地	和歌山県日高郡美浜町
姫路駐屯地	姫路市
青野原駐屯地	小野市
千僧駐屯地	伊丹市
伊丹駐屯地	伊丹市
川西駐屯地	川西市
信太山駐屯地	和泉市
八尾駐屯地	八尾市
大久保駐屯地	宇治市
宇治駐屯地	宇治市
桂駐屯地	京都市
福知山駐屯地	福知山市
大津駐屯地	大津市
今津駐屯地	高島市



小倉駐屯地	北九州市
飯塚駐屯地	飯塚市
小郡駐屯地	小郡市
久留米駐屯地	久留米市
前川原駐屯地	久留米市
目達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町
対馬駐屯地	対馬市
相浦駐屯地	佐世保市
大村駐屯地	大村市
竹松駐屯地	大村市
熊本駐屯地	熊本市
健軍駐屯地	熊本市
北熊本駐屯地	熊本市
別府駐屯地	別府市
湯布院駐屯地	由布市
玖珠駐屯地	大分県玖珠郡玖珠町
えびの駐屯地	えびの市
都城駐屯地	都城市
川内駐屯地	薩摩川内市
国分駐屯地	霧島市
奄美駐屯地	奄美市
那覇駐屯地	那覇市
南那覇駐屯地	那覇市
宮古島駐屯地	(略)
与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（特地勤務手当等）

第十条 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第一項の離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署（以下「特地官署」という。）は、別表第六に掲げるとおりとする。

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第二項の特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第六に掲げる官署について同表に定める級別区分に応じ、次の表の上欄に掲げる級別区分ごとに、自衛官にあつては同表の中欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の下欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官にあつては百分の二十三を、事務官等にあつては百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。

一級	百分の四	百分の四
二級	百分の七	百分の八
三級	百分の十一	百分の十二
四級	百分の十五	百分の十六
五級	百分の十九	百分の二十
六級	百分の二十三	百分の二十五

3 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める日において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額とする。

一 その勤務する官署が新たに特地官署に該当することとなつた日前から当該官署に勤務している職員 その該当することとなつた日

二 その勤務する特地官署の移転に伴つて住居を移転した職員 当該特地官署の移転の日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 その勤務することとなつた日（その職員がその日前一年以内に当該官署に勤務していた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）

4 特地官署が第九条の二第一項に規定する地域に所在する場合における法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第三項に規定する特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等については、一般職に属する国家公務員の例による。

第十条の二 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項及び第二項に規定する特地勤務手当に準ずる手当（以下「準特地勤務手当」という。）を支給される職員の範囲及び準特地勤務手当の支給期間については、一般職に属する国家公務員の例による。

2 準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、同項に規定す

る異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなつた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）。）には、その日前の防衛大臣が定める日）において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額合計額に、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる官署について、自衛官にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の第四欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官にあつては百分の五・五を、事務官等にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。

法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する官署を異にする異動又は官署の移転の日（以下この表において「異動等の日」という。）から起算して四年に達するまでの間	別表第六に定める級別区分が三級、四級、五級又は六級である特地位官署	百分の五・五	百分の六
	別表第六に定める級別区分が一級又は二級である特地位官署	百分の四・五	百分の五
異動等の日から起算して四年に達した後から五年に達するまでの間	法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する準特地位官署（以下「準特地位官署」という。）	百分の三・五	百分の四
	特地位官署又は準特地位官署	百分の三・五	百分の四
異動等の日から起算して五年に達した後	特地位官署又は準特地位官署	百分の二	百分の二

3 準特地位勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第二項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 検察官であつた者、一般職給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（第三号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この号及び第三号において同じ。）をされ、特地位官署又は準特地位官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に特地位官署又は準特地位官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

二 その在勤する官署が新たに特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員 当該官署が当該異動の日前に特地位官署又は準特地位官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

三 その在勤する官署が新たに特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた日前三年以内に検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに

伴つて住居を移転した職員 当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に当該官署に異動したものとし、かつ、当該官署がその日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

4 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第三項に規定する準特地勤務手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

別表第六（第十条、第十条の二関係）

官 署	級 別 区 分
対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。以下この表において同じ。）	二級
奄美駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	三級
宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	三級
与那国駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	六級
自衛隊の部隊及び機関（前各項の官署を除く。）並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するもの	一級から六級までのいずれかの級で防衛大臣の定めるもの
備考 防衛大臣の定める級の級別区分は、一の年について、又は十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下この表において「特定期間」という。）及び特定期間以外の期間に区分した上で、その双方若しくは一方について定めるものとする。	